平成２９年（フ）第３０４号
奈良市青山３丁目１番地　10―202号
債務者　滝口　三郎
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上羽　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月23日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第４１９号
岡山県玉野市日比１丁目１番14号
債務者　則定　昌子
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯生　　明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月７日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３５４号
愛媛県松山市中野町甲165番地７
債務者　平**崎**　眞紀
1　決定年月日時　平成29年11月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古澤　康治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月８日午後１時55分
5　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２６３号
愛媛県伊予郡砥部町五本松127番地１
債務者　村上　秀則
1　決定年月日時　平成29年11月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河内　　理
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月15日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１１６号
愛媛県新居浜市東雲町２丁目６―37　レオパレスサンハイム東雲207号室、住民票上の住所愛媛県大洲市肱川町宇和川771番地
債務者　清水　成仁
1　決定年月日時　平成29年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　板谷　淳一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月31日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第５３号
福岡県田川郡福智町上野3671番地３　町営大浦団地53―２棟53―７号
債務者　小松　麻美
1　決定年月日時　平成29年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　足立　昭佳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月29日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
福岡地方裁判所田川支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第５２号
岩手県一関市真柴字中田41番地121
債務者　小野寺正和
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２９年（フ）第６０９号
北九州市八幡西区本城３丁目６番33―105号
債務者　河野　博行
1　決定年月日時　平成29年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第６１６号
福岡県中間市大根土６番303号
債務者　市川宏次朗
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第２６６号
函館市桔梗町418番地253
債務者　野田　孝之
1　決定年月日時　平成29年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第２９３号
函館市山の手３丁目65番17号
債務者　関川　　浩
1　決定年月日時　平成29年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第３８８号
愛知県岡崎市土井町字駒之舞28番地５　レオパレス21駒之舞　202、前住所愛知県岡崎市中島町字佐渡14番地７
債務者　小林　利之
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第６００号
埼玉県狭山市大字東三ツ木３番地の２　グリーンシティ三樹壱番館303
債務者　吉野玄孝こと　朴　　玄孝
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２０１号
岡山県倉敷市茶屋町1640番地１　モデルノカーサ102号
債務者　栗本　拓也
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月28日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第３９３号
静岡県浜松市中区蜆塚１丁目６番２号
債務者　杉浦　和彦（旧姓明戸）
1　決定年月日時　平成29年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第３９４号
静岡県浜松市中区蜆塚１丁目６番２号
債務者　杉浦　君枝（旧姓明戸）
1　決定年月日時　平成29年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第３９５号
静岡県浜松市中区蜆塚１丁目６番２号
債務者　坂井麻衣子（旧姓杉浦）
1　決定年月日時　平成29年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係